

定 款

一 般 社 団 法 人
日 本 グ ラ ウ ト 協 会

東京都文京区後楽1-1-2 春日ビル 9階

一般社団法人 日本グラウト協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本グラウト協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、社会資本の建設及び既設構造物の維持管理に当たり、地盤の安定及び地下水の流動防止に最も適している注土工法の研究開発とこれらの正常な普及啓蒙、技術向上とを図り、もって安全・品質に優れた社会資本整備と環境保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 注土工法に関する企画、調査、研究開発に係る事業
- (2) 注土工法の普及啓蒙を図る事業
- (3) 注土工法の技術向上を図る事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員の資格は、次の3種とする。

- (1) 正会員 注土工法により地盤安定に関連のある建設工事業を行うもので本会の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した団体
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（入会金及び会費等）

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、いかなる理由があってもこれを返還しないものとする。

（退会）

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

（除名）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合においては、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）本会の名誉を棄損し、又は本会の目的に反する行為があったとき
- （2）本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき

（会員の資格喪失）

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- （1）退会したとき
- （2）後見開始又は保佐開始の宣告を受けたとき
- （3）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- （4）1年以上会費を滞納したとき
- （5）除名されたとき

第4章 総 会

（種別）

第11条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項並びに一般法人法に規定する事項及び定款で定める事項に限り議決することができる。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。
2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議決)

第18条 総会の議決は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

- 第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知した事項について書面若しくは電磁的方法により議決し又は議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の規定により議決権を行使する正会員は前条第1項及び第2項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が、記名及び押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第21条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 12名以上17名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、副会長2名以内、専務理事1名、常務理事3名以内とする。
 - 3 会長は、一般法人法上の代表理事とし、会長以外の理事のうち副会長、専務理事及び常務理事を同法の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
 - 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に基づき報酬等を支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序に従い理事会

を招集する。

(議決)

第31条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長（代表理事）及び監事は、前項の議事録に記名及び押印しなければならない。

第7章 委員会等

(委員会の設置)

第33条 会長は、本会の円滑な運営を図るために必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第34条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

3 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 顧問は、本会の重要な業務につき、会長の諮問に応ずる。

5 顧問に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

6 顧問には、第27条の規定を準用する。この場合において、この規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第8章 資産及び会計

(財産の種類別)

第35条 本会の財産は、基本財産、特定資産及び運用財産の3種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(2) 理事会において運用財産又は特定資産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産以外で、寄附者等の指定又は理事会の議決により用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産として管理する。

4 運用財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第36条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。
ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の4分の3以上の議決を経て、その一部に限り、これらを処分することができる。

(資産の構成及び管理)

第37条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

2 本会の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第40条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、通常総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 正味財産増減計算書
(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については通常総会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(解散の場合の残余財産処分)

第44条 本会が清算した場合において有する残余財産があるときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決を経、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配禁止)

第45条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 支 部

(支部の設置)

第46条 本会は、必要があると認められる地区に理事会の議決を経て、支部を置くことができる。

- 2 支部の事業執行については、理事会の議決を経て、業務執行理事のうちから選任された者が管理する。
- 3 第1項の支部については、別に定める。

第11章 事 務 局

(設置等)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の議決を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

第48条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款

- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (9) 理事及び監事の履歴書
- (10) 職員の名簿及び履歴書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補 則

(施行細則)

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長（代表理事）は中森 保とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。